

## 医療安全調査委員会（仮称）の最終試案について

平成20年5月1日

「埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件」

被害者遺族 古館 恵美子

厚生労働省は平成20年4月3日、医療死亡事故の原因を究明する第三者機関「医療安全調査委員会(仮称)」の設置法案提出を目指し、最終試案を公表した。

平成19年10月に第2次試案が公表されたときの名称は「医療事故調査委員会(仮称)」だったが、今回の第3次試案ではいつの間にか「事故」が「安全」に置き換えられ、医療者に甘い内容になっていることが感じ取れる。

平成11年に横浜市大付属病院で患者取り違え事件が起き、医療事故が表面化してから9年が経った。しかしその間も事故が繰り返され、多くの被害者は病院から納得いく説明は得られず、またカルテや証拠は医療者側が握っているため、何が起きたのか真相を知るには証拠保全をするしかなかったが、費用が何十万もかかってしまうため、ほとんどの人が諦めるしかなかったのである。

突然の家族の死を受入れられないまま、元気だった家族がなぜ死んでしまったのかさえ分からず「病死」と書かれた死亡診断書を渡される。こんな理不尽なことがあっていいのだろうか。調査委員会が設置されることは一歩前進といえるが、その内容には疑問が多い。

医師法を改正し、医療機関からの届出は調査委員会に一本化する。調査委員会に届ければ警察への届出は免除される。義務付ける範囲は、(1)医療ミスが明らかで、治療が原因で患者が死亡(2)治療行為が原因で患者が予期せず死亡、としている。遺族からの届出も調査委員会が受付けることは評価したいが、医療機関が故意に届出を怠っても行政処分を受けるだけで済んでしまうという。

具体的に届出の必要がない例示として厚生労働省は、内視鏡検査で消化管に穴を開けてしまうことや、手術で癒着した組織をはがす際に大量出血を起こす、などは「やむを得ず発生した合併症」となるとし、これは医療関係者らに「過失がない死亡事故まで調査対象になると医療が萎縮する」との声が強いからだというのだが、そもそも過失があるかないかは調査委員会が調査するのではないのか。はじめから過失が無く合併症と決め付けるのは、あまりに医療者に甘すぎる内容だ。穴を開けたことはやむを得なかったとしても、その後の

処置が適切でなかったために患者が死亡したのではないか。死亡にまで至るといふことは、そこに何らかの過失があったと疑う必要がある。

調査委員会には医療機関への立ち入り調査権が与えられるが、関係者からの事情聴取は強制力がない。本当のことを言わなくても済むわけだから、これで原因究明が本当に可能なのだろうか。

7年6ヶ月前（平成12年10月7日）に起きた娘の事件（埼玉医科大抗がん剤過剰投与事件）では、とても隠し通せることができないほど杜撰で酷い医療を自分たちが行ったにもかかわらず、「病死」とする嘘の死亡診断書を何食わぬ顔で私たち遺族に渡した。隠してしまえばそれで終わり、何事も無かったかのように済んでしまう医療界の体質が急に変わるには信じがたい。

個人の責任は問わない代わりに再発防止に重点を置くという。しかし真相が究明されて初めて再発防止ができるのであり、果たしてそれがどこまでできるのか疑問である。

大阪にある医療事故調査会に持ち込まれた医療事故の過誤原因の分析によると、90%以上が「医師の医療技術の未熟性、独善性」に由来していると言われている。従って医師個人の責任を問わぬまま再発防止だけを叫べば、あたかも真摯に事故に取り組んでいるかのような誤解を与え、またいくら立派な事故防止マニュアルができたとしても、実際にそれを役立てるのは現場の医師であり、その医師に能力が無ければ役に立たない。

抗がん剤を7倍も娘に投与した当時の主治医・墨一郎の能力、資質の無さは刑事裁判、民事裁判で立証済みだが、墨一郎が立てたデタラメな治療計画をチェックできる能力のある医師が、教授はじめ恐ろしいことに医局には誰もいなかったのである。刑事裁判の証人尋問で当時の教授・川端五十鈴は、「私は薬理のことは分かりません」と平然と述べたのである。一体医師の仕事とは何なのか。医師免許とは、そんなにいい加減なものなのかと恐ろしくなった。

責任の所在を曖昧にした今のままの試案では、国は調査する機関をただ作ったという実績を残すだけであり、国民が望む医療安全調査委員会には程遠い名ばかりの組織としか思えないのである。

調査委員会が警察に通報するのは、（1）故意や標準的な医療行為と著しく逸脱する重大な過失、（2）事故を繰り返す医師、（3）カルテの改ざん、隠蔽など悪質なケース、に限定するとしたが、どこまでを悪質と判断するのか曖昧である。委員の中に同じ出身大学や関連病院の医師がいた場合でも中立、公正に

判断できると言い切れるだろうか。警察の捜査は、調査委員会が通報しない限り始まらないわけだからその責任は重大である。

刑事事件になると個人に責任を擦り付けるだけで再発防止にはならない、萎縮医療を招くなどの言い訳になっていたが、刑事罰を問う刑事事件と再発防止は別の問題である。調査委員会が設立されれば言い逃れはもう誰も言えないはずである。高い倫理観と責任感を持って原因究明を行わなければ国民の信頼は得られない。今後医療の質が向上し、安心して医療が受けられるようになっていくために調査委員会の責任は重い。

個人の責任追及が目的ではないと明記する今回の試案は、行政処分にも影響を及ぼすと思われる。医療過誤により業務上過失致死罪に問われ、有罪になった医師の免許取り消しは今まで一件もない。このように国が甘い処分しか行ってこなかったことは、国民の命を無視し医療者を守ることに重点が置かれてきたものである。

人を殺しても医師を続けられる日本はどう考えてもおかしいと思う。医師の能力には差があり、非常に優秀で志の高い医師が多いことはもちろん承知している。事件後、そうした医師と出会うことができ、お話をさせていただく機会も度々得ることができた。娘に行われた医療の内容を知ると、これは医療と呼べない、医療になっていないので医学的な話をする必要がないと誰もが憤ったのである。資質、能力のない人間に再び医療行為をさせることは、医療過誤を引き起こす確立が高いのであるから、再発防止を叫ぶのであれば、禁固刑になった医師は免許を取り消すべきであろう。

医療安全調査委員会が設置されれば、警察の介入が減り行政処分が今より甘い方向に進むのではないか。そうした不安を払拭し、事故を起こした医師に自覚を持たせ再発防止に繋げるためにも、委員会には厳しい姿勢が求められ、厚生労働省の監督責任は重大である。

国民の命を守るための医療安全調査委員会であってほしいと願っている。